

Radiata Increase



FP3 級 2020 年 9 月 個人資産相談業務 過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容が無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[無料教材]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



— 解答にあたっての注意 —

1. 試験問題については、特に指示のない限り、2020年4月1日現在
施行の法令等に基づいて解答してください。
なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮
しないものとします。
2. 問題は、【第1問】から【第5問】まであります。
3. 各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》
までとなっています。
4. 解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従
うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
5. 各問について答を1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてくだ
さい。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

-----《設 例》-----

Aさん（51歳）は、個人事業主である。Aさんは、これまで国民年金のみに加入しているが、最近、老後の年金収入を増やすための方策を考えている。

そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんに関する資料＞

・1969年7月17日生まれ

公的年金の加入歴は下記のとおりである（60歳までの見込みを含む）。

20歳		51歳	60歳
国 民 年 金			
保険料 全額免除期間	保険料納付済期間	保険料納付 予定期間	
60月	314月	106月	

2020年9月

※Aさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 はじめに、Mさんは、国民年金の制度について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①～③に入る数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「老齢基礎年金を受給するためには、原則として、国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が（ ① ）年必要です。Aさんは、（ ① ）年の受給資格期間を満たしていますので、原則として65歳から老齢基礎年金を受給することができます。

Aさんは老後の年金収入を増やすために、所定の手続により、国民年金の定額保険料に加えて、月額（ ② ）円の付加保険料を納付することができます。仮に、Aさんが付加保険料を60月納付し、65歳から老齢基礎年金を受給する場合は、年額（ ③ ）円の付加年金を受給することができます」

- 1) ① 10 ② 400 ③ 12,000
- 2) ① 10 ② 200 ③ 24,000
- 3) ① 25 ② 400 ③ 24,000

【答え】

①老齢基礎年金を受給するには、保険料納付済み期間＋保険料免除期間が10年以上であれば、65歳から受給が可能です。

②付加年金の付加保険料は、月額400円です。国民年金保険料に上乗せして納付することで、将来の受給する老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

付加年金の額は、200円に保険料納付済期間の月数に乗じて得た額となります。

③従って付加保険料を60月納付した場合には、年額12,000円の付加年金を受給できます。

$60 \text{ 月} \times 200 \text{ 円} = 12,000 \text{ 円}$

従って、正解は『1』です。

《問2》 次に、Mさんは、Aさんが老齢基礎年金の受給を65歳から開始した場合の年金額を試算した。Mさんが試算した老齢基礎年金の年金額の計算式として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、老齢基礎年金の年金額は、2020年度価額に基づいて計算するものとする。

1) $781,700\text{円} \times \frac{420\text{月}}{480\text{月}}$

2) $781,700\text{円} \times \frac{420\text{月} + 60\text{月} \times \frac{1}{2}}{480\text{月}}$

3) $781,700\text{円} \times \frac{420\text{月} + 60\text{月} \times \frac{1}{3}}{480\text{月}}$

【答え】

老齢基礎年金の計算方法は、
満額の年金額×(保険料納付済み期間＋免除期間)÷480 月(40 年×
12 ヶ月)

となっており、2020 年度価額の年金額は 781,700 円。

・納付済み期間

A さんの場合には、314 月＋106 月の 420 月となります。

20歳	51歳		60歳
国 民 年 金			
保険料 全額免除期間	保険料納付済期間	保険料納付 予定期間	
60月	314月	106月	
2020年 9 月			

・免除期間

A さんには免除期間があり、全額免除月数はその 1/3 を受給期間へ
算入します。

$$60 \times 1/3 = 20$$

従って、正解は『3』です。

《問3》 最後に、Mさんは、老後の年金収入を増やす方法について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「国民年金基金は、国民年金の第1号被保険者の老齢基礎年金に上乗せする年金を支給する任意加入の年金制度です。国民年金基金に加入した場合は、国民年金の付加保険料を納付することはできません」
- 2) 「Aさんは、老後の年金収入を増やすために、確定拠出年金の個人型年金に加入することができます。将来の年金額は、Aさんの指図に基づく運用実績により左右されますので、年金の受取総額が拠出した掛金の合計額を下回る可能性がある点に留意する必要があります」
- 3) 「中小企業退職金共済制度は、個人事業主が廃業等した場合に必要な資金を準備しておくための共済制度です。毎月の掛金は、1,000円から70,000円の範囲内で選択することができます」

【答え】

1) 適切○

付加保険料、国民年金基金は第1号被保険者が国民年金に上乗せして支払うことで、支給される老齢基礎年金額を増やすことが出来ますが、どちらか一方のみしか加入できません。

2) 適切○

確定拠出年金の運用指示は加入者自身で行います。

従って、Aさんの指示次第では掛け金を下回るリスクがあります。

3) 不適切×

中小企業退職金共済制度の掛け金は、従業員が任意で選択することが出来、掛金月額は5,000円～30,000円の16種類です。

従って、正解は『3』です。

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（33歳）は、将来に向けた資産形成のため、上場株式等に投資したいと考えている。会社の同僚からは、「今は、X社株式（東京証券取引所市場第一部）と上場不動産投資信託（J-REIT）を保有している。今年は株価が大きく下落する局面もあったが、短期的な売買ではなく、長期投資を前提とした資産運用を心にかけている」と聞かされた。

そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜X社の財務データ＞

売上高	： 3兆6,000億円
営業利益	： 3,800億円
経常利益	： 3,500億円
当期純利益	： 2,900億円
配当金（年間）	： 1株当たり150円
配当金総額	： 1,200億円

＜X社株式の関連情報＞

PER	： 11.03倍
PBR	： 1.33倍
ROE	： 12.08%
配当利回り	： 3.75%
株価	： 4,000円
発行済株式数	： 8億株

※決算期：2020年11月30日（月）（配当の権利が確定する決算期末）

※各問において、以下の名称を使用している。

- ・非課税上場株式等管理契約に係る少額投資非課税制度＝「一般NISA」
- ・NISA口座内に設定される非課税管理勘定＝「一般NISA勘定」

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、X社株式の投資指標について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1) 「X社株式のPBRは、1.33倍です。これは、株価が1株当たり当期純利益の何倍であるかを示す指標です。一般に、PBRが高いほうが株価は割高、低いほうが株価は割安と判断されます」

2) 「X社のROEは、12.08%です。これは、自己資本に対する当期純利益の割合を示す指標です。一般に、ROEが高い会社ほど、資産の効率的な活用がなされていると考えることができます」

3) 「X社株式の配当利回りは、3.75%です。これは、株価に対する1株当たりの年間配当金の割合を示す指標です。配当利回りの高さを基準に銘柄を選択する際には、過去の配当の状況、配当方針、収益の安定性などを考慮することが大切です」

【答え】

1) 不適切×

PBR(株価純資産倍率)とは株価が1株当たりの純資産の何倍になっているかを表した指標です。

PER(株価収益率)は、株価が1株当たりの当期純利益の何倍かを示す指標です。

- ・PERが高いほど割高
- ・PERが低いほど割安

2) 適切○

ROEとは自己資本(純資産)に対して、どれだけ利益を上げたのかを表した指標のことです。

式は $ROE(\%) = \text{当期純利益} \div \text{自己資本} \times 100$

- ・ROEが高い=効率よく利益を上げている

3) 適切○

株価に対して1年間でどれだけの配当を受けることができるかを示した数値

《計算式》

配当利回り = $1 \text{株当たり年間配当金} \div \text{株価} \times 100$

従って、正解は『1』です。

《問5》 Mさんは、X社株式の購入等についてアドバイスした。MさんのAさんに対するアドバイスとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「X社株式の次回の配当を受け取るためには、2020年11月30日（月）の4営業日前である2020年11月24日（火）までにX社株式を購入してください。2020年11月25日（水）以後にX社株式を購入した場合、次回の配当を受け取ることはできません」
- 2) 「Aさんが特定口座（源泉徴収あり）でX社株式を株価4,000円で100株購入し、同年中に株価4,500円で全株売却した場合、その他の取引や手数料等を考慮しなければ、売買益5万円に対して20.315%相当額が源泉徴収等されます」
- 3) 「X社株式を購入する場合、配当金や売買益等が非課税となる一般NISAを利用することが考えられます。一般NISA勘定に受け入れることができる限度額（非課税投資枠）は年間120万円、非課税期間は20年です」

【答え】

1) 不適切×

株式の配当金の受け取りなどの際には、権利確定日までに対象の株主になっている必要があり、**約定日を含めた3営業日目**に受け渡しとなります。（土日祝を除く）

従って2020年11月30日（月）を受け渡しとすると、11月26日（木）が約定日となります。

2) 適切○

源泉徴収ありの特定口座における株式の取引では、**20.315%**（所得税・復興特別所得税15.315%、住民税5%）が源泉徴収となります。

〈購入時〉X社株を1株4,000円で100株購入した場合 4,000円×100株=40万円

〈売却時〉1株4,500円で全株売却した場合
4,500円×100株=45万円

売却益5万円

3) 不適切×

一般NISAは**年間120万円**を非課税投資枠とし、**最長5年間**非課税となります。

従って、正解は『2』です。

《問6》 Mさんは、上場不動産投資信託（J-REIT）についてアドバイスを求めている。MさんのAさんに対するアドバイスとして、次のうち最も適切なものはどれか。

1) 「上場不動産投資信託（J-REIT）は、実物不動産等に投資し、その賃貸収入や売買益を投資家に分配する投資信託です。上場不動産投資信託（J-REIT）の投資対象の不動産は、オフィスビルに限られています」

2) 「上場不動産投資信託（J-REIT）は、一般NISAを利用して、上場株式と同様に証券取引所を通じて購入することができます」

3) 「上場不動産投資信託（J-REIT）は、毎年の分配金の最低額が保証されており、比較的安定した配当が期待できる金融商品です」

【答え】

1) 不適切×

上場不動産投資信託（J－R E I T）の投資対象は、現物不動産等であり、ホテルや商業施設への投資など、**オフィスビル以外にも投資対象**です。

2) 適切○

NISA は、上場株式・公募株式投資信託・**J-REIT(上場不動産投資信託)**・ETF(上場投資信託)等が対象であり、証券取引所を通じて購入が可能です。

3) 不適切×

上場不動産投資信託（J－R E I T）に最低保証は**ありません**。

従って、正解は『2』です。

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

個人事業主であるAさんは、開業後直ちに青色申告承認申請書と青色事業専従者給与に関する届出書を所轄税務署長に対して提出している青色申告者である。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

Aさん （63歳）： 個人事業主（青色申告者）

妻Bさん （57歳）： Aさんの事業に専ら従事し、青色事業専従者給与（2020年分：84万円）の支払を受けている。

＜Aさんの2020年分の収入等に関する資料＞

- (1) 事業所得の金額 ： 400万円（青色申告特別控除後）
- (2) 特別支給の老齢厚生年金の年金額 ： 50万円
- (3) 上場株式の譲渡損失の金額（証券会社を通じて譲渡したものである）： 30万円

※妻Bさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんおよび妻Bさんは、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんおよび妻Bさんの年齢は、いずれも2020年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 7》 所得税における青色申告制度に関する以下の文章の空欄①～③に入る数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- i) 「2019年分の所得税では、事業所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表、損益計算書その他の計算明細書を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出することにより、事業所得の金額の計算上、青色申告特別控除として最高（ ① ）万円を控除することができました。2020年分以後の所得税からは、従前の要件に加えて、e-Taxによる申告（電子申告）または電子帳簿保存を行うことで、引き続き（ ① ）万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。従前の要件のみを満たす場合、控除額は（ ② ）万円に引き下げられます」
- ii) 「青色申告者が受けられる税務上の特典として、青色申告特別控除のほかに、青色事業専従者給与の必要経費算入、純損失の（ ③ ）年間の繰越控除、純損失の繰戻還付、棚卸資産の評価について低価法を選択することができることなどが挙げられます」

- 1) ① 65 ② 10 ③ 7
- 2) ① 65 ② 55 ③ 3
- 3) ① 55 ② 10 ③ 3

【答え】

2020 年からの確定申告(2021 年 2 月 16 日～3 月 15 日)より、青色申告特別控除として従来^①の要件では^②55 万円の控除となり、電子申告の e-Tax による申告で^①最高 65 万円を控除することができます。

＊その他の場合の控除額は原則 10 万円です。

青色申告者である場合、損益通算をしても赤字のままで損失が出ているもの(=純損失)がある場合、その損失分を翌年以降^③3 年間繰り越し控除ができる。

従って、正解は『2. ① 65 ② 55 ③ 3』です。

《問 8》 Aさんの 2020 年分の所得税の課税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 「妻Bさんは青色事業専従者として給与の支払を受けているため、Aさんは、妻Bさんについて配偶者控除の適用を受けることはできません」
- 2) 「Aさんの場合、公的年金等の収入金額の合計額が 60 万円以下であるため、公的年金等に係る雑所得の金額は算出されません」
- 3) 「Aさんの場合、上場株式の譲渡損失の金額を事業所得の金額と損益通算することができます」

【答え】

1) 適切○

青色申告者と生計を一にする配偶者や親族等が事業の手伝いをしている場合、その給与を青色申告専従者給与として必要経費にすることができます。

これにより、青色申告専従者給与を受けている場合には、配偶者控除は併用して受けることは出来ません。

2) 適切○

公的年金等に係る雑所得では、年金等収入額が65歳未満では60万円以下、65歳以上では110万円以下の場合、雑所得への算入金額は0円となります。

Aさんは63歳ですので、60万円以下であるため、雑所得への算入金額は0円となります。

3) 不適切×

申告分離課税を選択すれば、上場株式の譲渡による損益通算が可能です。が、事業所得との損益通算は出来ません。

従って、正解は『3』です。

《問 9》 Aさんの 2020 年分の所得税における総所得金額は、次のうちどれか。

- 1) 400 万円
- 2) 420 万円
- 3) 450 万円

【答え】

総所得金額の計算では、総合課税の所得を合算し、損益通算して算出します。

総合課税は①利子所得 ②配当所得 ③不動産所得 ④事業所得 ⑤給与所得 ⑥譲渡所得（土地や建物、株式の譲渡所得以外）

損益通算とは、所得税額を計算する際に、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の金額に損失が生じた（赤字が出た）場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することを言います。

＜Aさんの2020年分の収入等に関する資料＞

- (1) 事業所得の金額 : 400万円（青色申告特別控除後）
- (2) 特別支給の老齢厚生年金の年金額 : 50万円
- (3) 上場株式の譲渡損失の金額（証券会社を通じて譲渡したものである）: 30万円

公的年金等に係る雑所得では、年金等収入額が 65 歳未満では 60 万円以下、65 歳以上では 110 万円以下の場合、雑所得への算入金額は 0 円となります。

従って総所得は事業所得の 400 万円のみです。

従って、正解は『1』です。

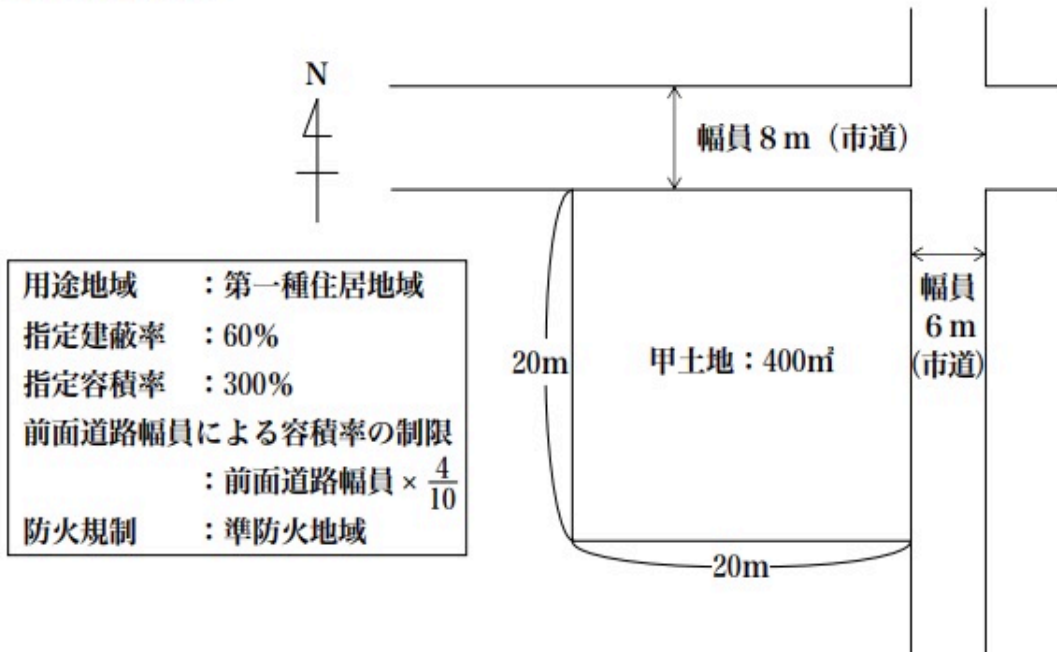
【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（61歳）は、3年前に父親の相続によりM市内にある甲土地を取得している。甲土地は父親の存命中から月極駐車場として賃貸しているが、その収益率は低い。

Aさんは、先日、友人でもある地元の不動産会社の社長から「甲土地は最寄駅から近いため、大手ドラッグストアのX社が新規店舗の出店を考えている。X社は建設協力金方式を望んでいるが、契約形態は事業用定期借地権方式でもよいと言っている」との提案を受けた。Aさんは、甲土地の有効活用について、前向きに検討したいと思っている。

＜甲土地の概要＞



- ・ 甲土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。
- ・ 指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- ・ 特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 10》 甲土地に耐火建築物を建築する場合の①建蔽率の上限となる建築面積と②容積率の上限となる延べ面積の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

1) ① 280 m² ② 1,280 m²

2) ① 280 m² ② 1,200 m²

3) ① 320 m² ② 1,200 m²

【答え】

【建ぺい率】

建築面積=敷地面積×建ぺい率

防火規制の異なる土地に建築物を建築する場合には、その敷地全部について、厳しい方の規制が適用されます。

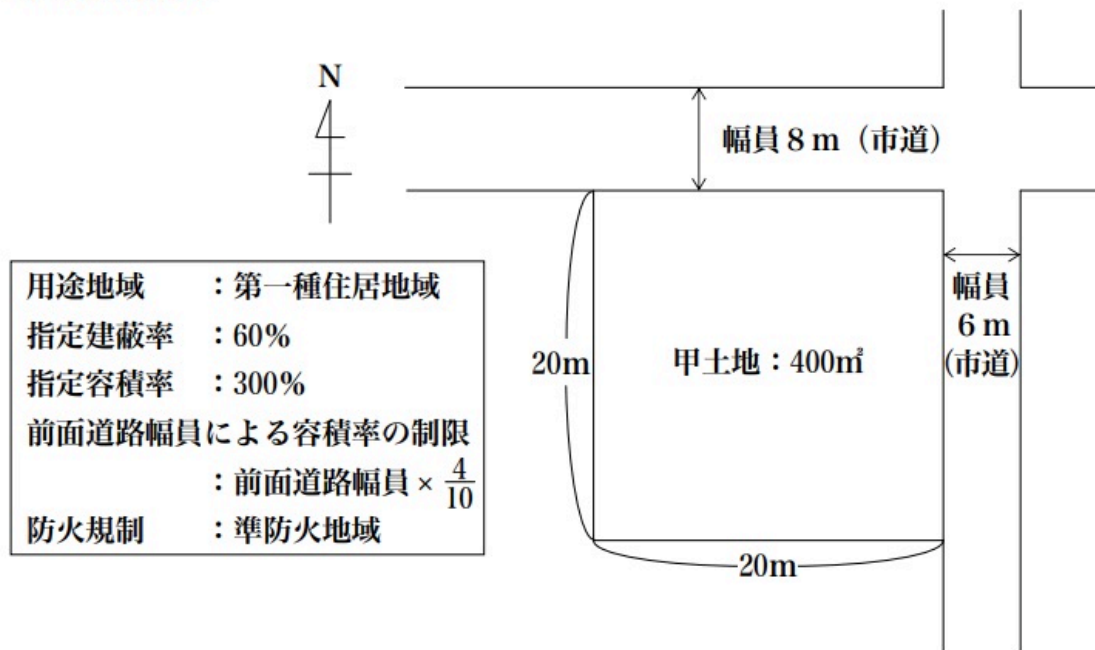
また

- ・耐火建築物を準防火地域・防火地域内で建築する場合
- ・特定行政庁が指定する角地である場合

いずれかの場合には建ぺい率の緩和を受けることができ、それぞれの場合で 10%(両方に該当する場合には 20%)の緩和を受けられます。

また、指定建ぺい率が 80%の場合で、準防火地域・防火地域に耐火建築物を建築する場合には建ぺい率の制限はありません。(100%となる)

<甲土地の概要>



- ・甲土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。
- ・指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- ・特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

本問の場合、**準防火地域**と**特定行政庁が指定する角地**であるため、建ぺい率の緩和として 10%+10%で 20%の緩和を受けられます。
(80%)

従って

建築面積=敷地面積×建ぺい率

$$400 \text{ m}^2 \times 80\% = 320 \text{ m}^2$$

【容積率】

[計算式]

容積率=延べ面積÷敷地面積

延べ面積=敷地面積×容積率

・容積率の制限

容積率は、前面道路の幅員によって制限を受けます。

前面道路が2つ以上ある場合は、最も幅の広いものが道路の前面道路となります。

[前面道路の幅員による容積率]

・前面道路の幅員が12m以上の場合の容積率は「指定容積率」となります。

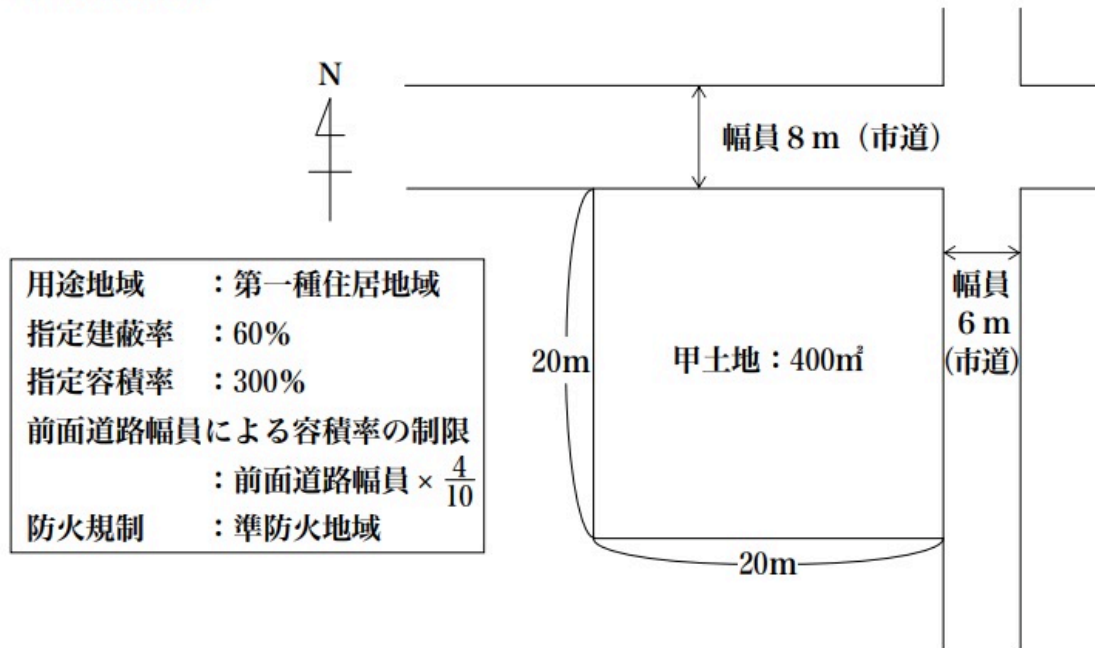
・前面道路の幅員が12m未満の場合の容積率

住居系用途地域・・・前面道路の幅員×4/10

その他の用途地域・・・前面道路の幅員×6/10

12m未満の場合は、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数(4/10 または 6/10)」のいずれか、小さい方が限度となります。

<甲土地の概要>



- ・甲土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。
- ・指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- ・特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

本問の場合には、前面道路は広い方の 8m で 12m 未満です。
用途地域は第一種住居地域ですので、

$$8\text{m} \times 4/10 = 3.2 (320\%)$$

指定容積率の方が 300% と小さいので、容積率は 300%

$$400 \text{ m}^2 \times 300\% = 1,200 \text{ m}^2$$

従って、正解は『3. ① 320 m² ② 1,200 m²』です。

《問 11》 建設協力金方式に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 「建設協力金方式とは、AさんがX社から建設資金を借り受けて、X社の要望に沿った店舗を建設し、その建物をX社に賃貸する手法です。借主であるX社のノウハウを利用して計画を実行できる点はメリットですが、X社が撤退するリスクなどを考えておく必要があります」
- 2) 「建設協力金方式により、Aさんが店舗をX社に賃貸した後にAさんの相続が開始した場合、相続税の課税価格の計算上、店舗は貸家として評価され、甲土地は貸家建付地として評価されます」
- 3) 「建設協力金方式により建設した店舗の賃貸借契約は、契約の更新がありません。賃貸借契約では、借主であるX社が賃貸借契約満了後に店舗を撤去し、貸主であるAさんに甲土地を更地で返還することが保証されています」

【答え】

1) 適切○

建設協力金方式は土地所有者がテナント等から資金を受け取り、その資金で建物を建築し建設する方法です。

テナントが撤退したときに残された処理が複雑になってしまうデメリットがあります。

2) 適切○

建設協力金方式は、**土地所有者が建物を建築**し、テナントに貸すため、自分の土地、建物を**他人へ貸している**場合の店舗は**貸家建付地**として評価されます。

3) 不適切×

事業用定期借地権方式は、契約期間終了後は**更地**で返さなければいけません。

建設協力金方式での賃貸借契約では、必ずしも更新や更地で返還しなければいけないというものはありません。

従って、正解は『3』です。

《問 12》 事業用定期借地権方式に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 「事業用定期借地権方式とは、X社が甲土地を契約で一定期間賃借し、X社が建物を建設する手法です。土地を手放さずに安定した地代収入を得ることができること、期間満了後は土地が更地となって返還される点などがメリットとして挙げられます」
- 2) 「事業用定期借地権方式により、Aさんが甲土地をX社に賃貸した後にAさんの相続が開始した場合、相続税の課税価格の計算上、甲土地は自用地として評価されますので、相続税額の軽減効果はありません」
- 3) 「事業用定期借地権等は、存続期間が10年以上30年未満の事業用借地権と30年以上50年未満の事業用定期借地権に区別されます。設定契約は、公正証書により作成しなければなりません」

【答え】

1) 適切○

事業用定期借地権方式は、土地を一定期間貸し付けることにより地代収入を得ることができる方式で、契約期間終了時には更地にして土地所有者へ返還します。

2) 不適切×

事業用定期借地権方式は貸家建付地として評価されます。

3) 適切○

事業用定期借地権は、事業用借地権（10 年以上 30 年未満）と事業用定期借地権（30 年以上 50 年未満）があり、契約方法は公正証書でなければいけません。

従って、正解は『2』です。

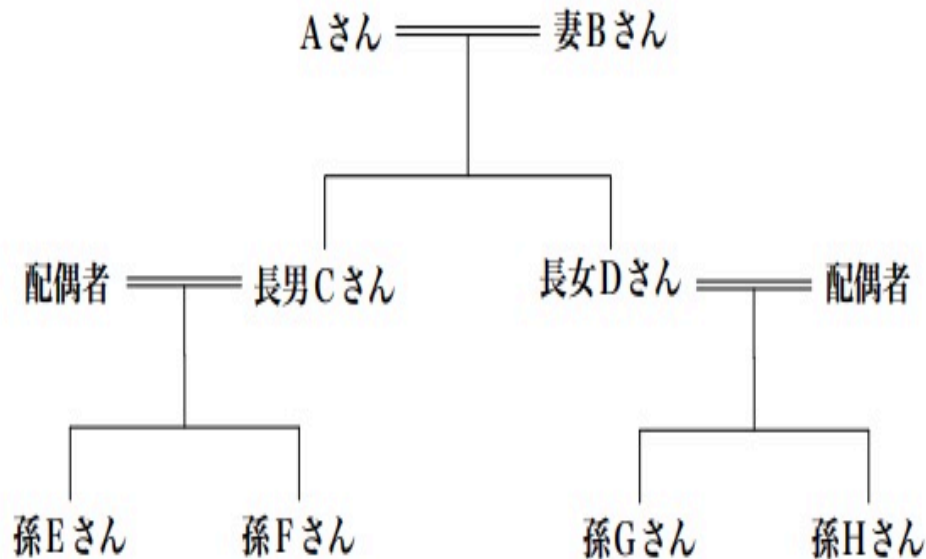
【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設例》

個人で不動産賃貸業を営むAさん（70歳）は、K市内の自宅で妻Bさん（68歳）との2人暮らしである。

Aさんには、2人の子がいる。民間企業に勤務する長男Cさん（42歳）は、妻、孫Eさん（10歳）および孫Fさん（8歳）の4人で勤務先の社宅に住んでいる。長男Cさんは、住宅の購入を検討しており、Aさんに資金援助を求めている。長女Dさん（40歳）は、K市内の夫名義の持家に住んでいるが、住宅ローンの返済等で家計に余裕はなく、孫Gさん（15歳）および孫Hさん（12歳）の学費を援助してほしいと期待しているようである。Aさんは、現金の贈与を検討している。

<Aさんの親族関係図>



※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 13》 「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」（以下、「本特例」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんからの資金援助について、長男Cさんが本特例の適用を受けた場合、2,500 万円までの贈与について贈与税は課されませんが、その額を超える部分については、一律 20%の税率により贈与税が課されます」
- 2) 「本特例の適用を受けるためには、長男Cさんの贈与を受けた年分の合計所得金額 が 2,000 万円以下であること、取得する住宅用家屋の床面積が 50 m²以上 240 m²以下であることなど、所定の要件を満たす必要があります」
- 3) 「本特例の適用を受けるためには、原則として、贈与を受けた年の翌年 2 月 1 日から 3 月 15 日までの間に、本特例の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書に所定の書類を添付して、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります」

【答え】

1) 不適切×

直系尊属から住宅取得等資金の贈与の特例は、一定要件を満たす優良住宅の場合では 1,500 万円、それ以外では 1,000 万円までの贈与税が非課税となる特例です。

相続税精算課税制度では、特定贈与者ごとに累計で特別控除額 2,500 万円までの贈与であれば贈与税はかかりません。2,500 万円を超える部分については一律 20%で課税されます。

2) 適切○

「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用を受けることができる受贈者は、贈与の年の 1 月 1 日に受贈者が 20 歳以上であり、その年分の所得税にかかる合計所得金額が 2,000 万円以下で、取得する住宅用家屋の床面積が 50 m²以上 240 m²以下であるという条件がある。

3) 適切○

贈与税に関する申告書の提出期間は、贈与を受けた翌年の 2 月 1 日から 3 月 15 日までの間に、贈与を受けた人の住所を所轄する税務署長へ、提出しなければいけません。

※所得税の場合は 2 月 16 日から 3 月 15 日

従って、正解は『1』です。

《問 14》 「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」（以下、「本制度」という）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 「本制度の適用を受けた場合、受贈者 1 人につき 1,500 万円までは贈与税が非課税となります。ただし、学習塾などの学校等以外の者に対して直接支払われる金銭については 500 万円が限度となります」
- 2) 「受贈者である A さんのお孫さんが 22 歳到達年度の末日に達すると、教育資金管理契約は終了します。そのときに、非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額があるときは、当該残額は受贈者のその年分の贈与税の課税価格に算入されます」
- 3) 「贈与者である A さんが死亡した場合、教育資金管理契約は終了します。そのときに、非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額があるときは、当該残額は受贈者のその年分の贈与税の課税価格に算入されます」

【答え】

1) 適切○

父母や祖父母といった直系尊属から入学金や授業料の教育資金として 贈与があった場合、受贈者が 30 歳未満で前年の所得金額が 1,000 万円以下の場合に、1,500 万円までが非課税となります。(学習塾などは 500 万円)

2) 不適切×

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度は、受贈者が 30 歳未満で前年の所得金額が 1,000 万円以下の場合に適用されます。

30 歳到達時に残額がある場合には、贈与税の課税対象になります。

3) 不適切×

直系尊属から教育資金の一括贈与を受け、直系尊属が贈与後に死亡した場合には、贈与ではなく相続により所得したことになります。

従って、正解は『1』です。

《問 15》 仮に、長男 C さんが暦年課税（各種非課税制度の適用はない）により、2020 年中に A さんから現金 800 万円の贈与を受けた場合の贈与税額は、次のうちどれか。

- 1) 117 万円
- 2) 150 万円
- 3) 151 万円

＜資料＞贈与税の速算表（一部抜粋）

基礎控除後の課税価格			特例贈与財産		一般贈与財産	
			税率	控除額	税率	控除額
万円超	万円以下					
	～ 200		10%	—	10%	—
200	～ 300		15%	10万円	15%	10万円
300	～ 400		15%	10万円	20%	25万円
400	～ 600		20%	30万円	30%	65万円
600	～ 1,000		30%	90万円	40%	125万円

【答え】

暦年課税の基礎控除は、贈与者一人あたり 110 万円です。

800 万円-110 万円=690 万円

受贈者が 20 歳以上で、直系尊属からの贈与を特例贈与財産。

A さんは 70 歳で、長男 C さんは 42 歳ですので、特例贈与財産に該当します。

速算表より、

＜資料＞贈与税の速算表（一部抜粋）

基礎控除後の課税価格			特例贈与財産		一般贈与財産	
			税率	控除額	税率	控除額
万円超	万円以下					
	～ 200		10%	—	10%	—
200	～ 300		15%	10万円	15%	10万円
300	～ 400		15%	10万円	20%	25万円
400	～ 600		20%	30万円	30%	65万円
600	～ 1,000		30%	90万円	40%	125万円

690 万円×30%-90 万円=117 万円

従って、正解は『1』です。

(終)